

湊川公園手しごと市 ブース配置希望優先制度規約

(本規約の目的)

本規約は、湊川公園手しごと市開催時に出展者が出展するブース配置を、それぞれの希望する場所への配置・固定を優先的に行うことを目的とします。(以下「優先制度」という。)

(契約)

- ・ 契約を行う前に、出展者は、制度への参加を実行委員会に申し出ます。実行委員会は申し出のあった出展者について選考を行い、選考を通過した出展者のみに「ブース配置希望優先制度申込書」を配布します。
- ・ 出展者は申込書に必要事項を記入した後、実行委員会に提出し、定められた年間の契約料を納めて、本制度の契約が成立するものとします。
- ・ 契約日の属する月の湊川公園手しごと市から、本制度が適用されるものとします。
- ・ 制度を利用する出展者は、契約の解消を希望する場合は、解消希望日の属する月の湊川公園手しごと市までに実行委員会に連絡を入れることにより解消できるものとします。

(年間の契約料について)

出展者は、平成 30 年 9 月開催時までの暫定期間として 5,000 円を納めることで、毎月この制度が適用されます。

平成 30 年度開催の中で、主催者側が判断する開催中止や出展者の都合で出展できない場合があったとしても、契約料の返金は行わないものとします。

(制度内容)

- ・ 本制度を利用する出展者は、原則として毎回出展することができます。ただし、出展内容に大きく変更がある場合は再度選考を行います。
- ・ 当初の優先ブース枠数として、15～25 ブースを設定します。それ以上の希望者があった場合、先着申し込み順および抽選とします。
- ・ 季節や出展数に応じて配置は変わるため、標準配置を元に、およその希望する位置をお申し出ください。

(本規約の適用)

- ・ 本規約に定めるほか、別途規定がある場合、もとの規定が本規約の定めより優先して適応されるものとします。
- ・ 実行委員会は、本規約を適宜、任意に改定します。この場合、実行委員会はメールまたは郵送にて、これを出展者へ告知するものとし、出展者は、改定日以降、変更後の規約の適用を受けます。

(その他)

- ・ 本制度は契約した出展者にのみ適用されます。権利の譲渡・貸与はできません。
- ・ 本制度の内容は、事前承諾なく変更または廃止をする場合があることを予めご了承ください。